

2019年6月20日

従業員各位

株式会社トゥエンティーフォーセブン

担当部署：経営管理本部人事総務部

住民税の税額更新のお知らせ

下記のとおり、住民税の税額更新についてお知らせいたします。

記

1. 住民税の税額更新について

住民税の納付は、毎年6月から翌年5月の1年間で納付期間を定めています。

したがって、前年度の所得金額を基準に計算し、**毎年6月支払分の給与より控除する住民税の金額が変わります。**今月の給与より住民税の控除額が変更となっているため、必ず給与明細をご確認ください。

2. 2019年6月支払い分の給与明細について

2018年の年末調整を当社で行った方について、2019年6月給与から、2018年の年収に基づく住民税が新たに控除されています。後日、本人宛の通知書をお配りしますので、合わせてご確認くださいませよう、よろしくお祈いします。

※2018年12月以降中途入社の方で、今後、住民税の給与控除を希望される方は人事総務部までご連絡ください。

3. 個人別住民税通知書の配布について

6月度給与支給日25日に到着するよう人事総務部より封書でお配りしますので、お受け取りいただきますようお願いいたします。**なお、機密性の高い個人情報ですので、取扱には注意いただきますようよろしくお祈いします。**

<配布担当者>

店舗：各店舗宛にまとめてお送りしますので、店長が所属社員にお渡しください。

本社：各部のマネージャーの方にお渡ししますので、各部のマネージャーが所属社員にお渡しください。

4. 本件に関する問い合わせ先について

ポータルサイトの各種申請ページから「労務窓口」をクリックのうえ、お問い合わせください。

https://docs.google.com/a/247group.jp/forms/d/e/1FAIpQLSfFN0V94sLWReM_sa2uEev4YjqGxZQoB2u0ztTcZRKK1ZvQhg/viewform

以上